

佐世保市 建築基準法取扱い



令和6年4月版

佐世保市都市整備部建築指導課

(目的)

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とし、制定されています。

一方で、建築物の多種多様な実態と敷地の特性から、その計画の適法性について個別に判断をせざるを得ない場合もあります。

本書は、佐世保市における建築基準法の考え方やこれまでの指導内容を明確化すると共に、建築確認等の円滑な業務の執行に繋がるように活用されることを目的とし取りまとめたものです。本書が、建築物の適法性の判断を行うにあたっての有効な資料として活用され、安心して安全な建築物等の形成に資することを期待いたします。

なお、計画の内容が特殊な場合には、本書によらず個々に取扱う場合もあります。

また、今後の建築基準法等関係法令の改正にあわせて、適宜必要な改訂を行っていくこととします。

(本書の利用に際して)

(1) 以下の刊行物を本市の審査基準として位置付けており、準用しています。

なお、表記中において、「望ましい」、「望ましくない」、「…を設けるべきである」、などと表記された事項については、原則指導事項とします。

○建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例

編集:日本建築行政会議 発行:一般財団法人建築行政情報センター

○建築物の防火避難規定の解説

編集:日本建築行政会議 発行:株式会社ぎょうせい

○建築設備設計・施工上の運用指針

編集:日本建築行政会議 発行:一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

○建築基準法関係の解説及び取扱い集

編集・発行:長崎県建築主事会議

(2) 本書における用語の定義は以下のとおりです。

法	=	建築基準法
令	=	建築基準法施行令
規則	=	建築基準法施行規則
市細則	=	佐世保市建築基準法施行細則

(目次)

分類	番号	内容	掲載	改訂	ページ [※]
総則	1	面積算定時における小数点以下の数値の取扱いについて	R3.08		1
〃	2	廊下・開放性のあるバルコニーについて	〃		2～3
〃	3	自動車車庫の各面積算定について	〃		4
〃	4	高さ及び階数の算定・小屋裏物置等	〃	R6.04 削除	5～6
〃	5	別棟となる堀込車庫について	〃	R4.02	5
〃	6	主要構造部について	R6.04		6
〃	7	大規模の修繕(模様替)について	〃		7
防避	1	敷地内通路の取扱いについて	R3.08		8
〃	2	非常用の進入口に代わる開口部の構造について	〃		9
〃	3	エキスパンションジョイントの耐火性能、防火区画としての性能について	R4.11		10
〃	4	耐火建築物等の一部に自動車車庫を設ける場合の異種用途区画の取扱いについて	R5.01		11
〃	5	耐火構造等の外壁に木材、外断熱材等を施す場合について	R6.04		12
〃	6	令第116条の2における排煙上有効な部分について	R6.04		13
集団	1	道路に関する記載方法及び有効接道の考え方について	R4.07		14
〃	2	開発道路・位置指定道路・市道内の転回広場について	R6.04		15～16
その他	1	建築計画概要書の記載方法について	R6.04		17
〃	2	用途変更時の確認申請書(第三面)の記載方法について	R6.04		18
〃	3	工作物(擁壁)における手数料について	R5.01		19

面積算定時における小数点以下の数値の取扱いについて

関連条文等	令第2条
-------	------

実施年月日	R3.8.1
-------	--------

【内 容】

面積算定時における小数点以下の数値の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 床面積は各階毎に小数点以下2位までとし、3位以下は切り捨てる
(途中計算は省略しないこと)
2. 延べ面積は各階の小計を加え合わせる
3. 建築面積は小数点以下第2位までとし、3位以下は切り捨てる

【計算例】

1 F	①	1.82	×	1.82	=	3.3124	
	②	0.91	×	2.73	=	2.4843	
	③	3.64	×	3.64	=	13.2496	
						19.0463	←小数点第3位切り捨て
2 F						19.04	
3 F						19.04	
4 F						19.04	
				延べ面積		76.16	

【補 足】

建蔽率及び容積率算定時は、小数点第三位を切り上げる。

容積率算定例

延べ面積76.16㎡、敷地面積100.50㎡

$$76.16 / 100.50 = 0.75781094527 \Rightarrow \begin{matrix} \text{切り上げる} \\ 75.79 \end{matrix} \text{ \%}$$

備 考

廊下・開放性のあるバルコニーについて (1/2)

関連条文等 令第2条

実施年月日 R3.8.1

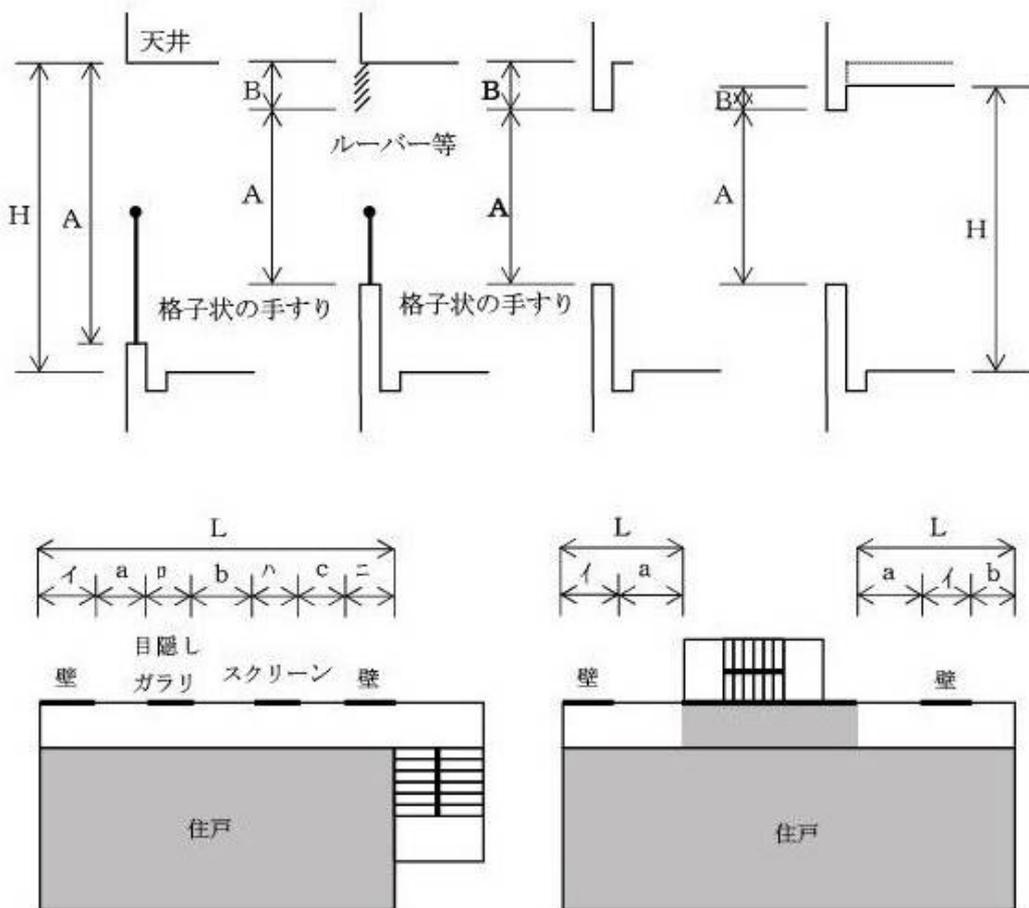
【内 容】

- 床面積算定に伴う廊下、バルコニーの開放性判断については、下記の (1) または (2) に該当する場合は開放性のあるものとして取扱う。

また、開口部の検討を行う場合においては、外気に開放され、隣地境界から50cm以上、他の建築物から2m以上の距離を有するものとする。

(1) $A \geq H/2$ (A は1.1m以上、 B は0.5m以下)の開口部を有する部分が $a + b + c > 3L/4$ を満足すること。

ただし、上記の条件を満足している場合でも、目隠し用のガラリ・スクリーン・ルーバー等の幅が2.0mを超えていれば、外気に有効に開放されているものとはみなさない。



※ a、b、cの開口長さは、1m以上を有効とする。

※壁の長さは、1m以下とする。

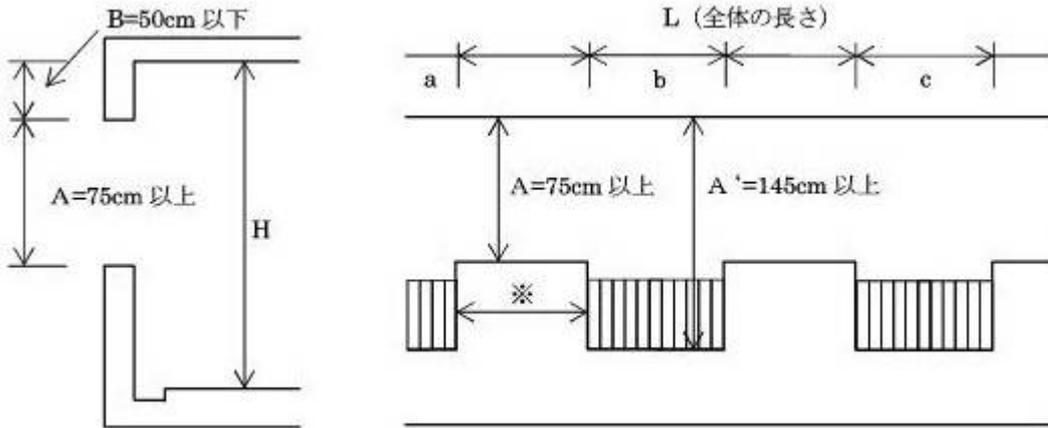
備考

廊下・開放性のあるバルコニーについて (2/2)

関連条文等 令第2条

実施年月日 R3.8.1

(2) $a + b + c > L / 2$ かつ $A \geq 75 \text{ cm}$ かつ $A' \geq 145 \text{ cm}$ を満足すること。



※ $A < H/2$ 部分の幅が2mを超える場合は、その部分は開放されていないものとして (1) の算定方法による。手すり、格子等の開放性については別途協議を要するものとする。

備考

自動車車庫の各面積算定について

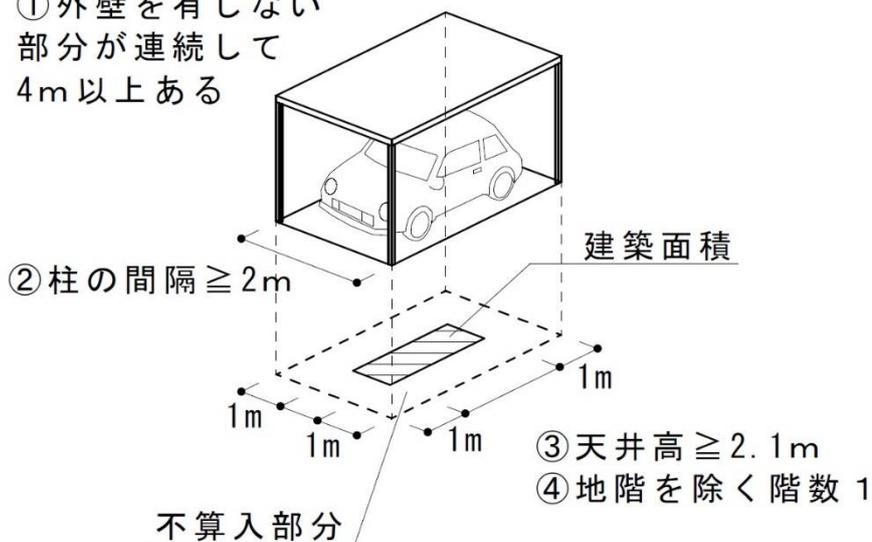
関連条文等 令第2条第1項第二号～四号

実施年月日 R3.8.1

(1) 建築面積（令第2条第1項第二号）

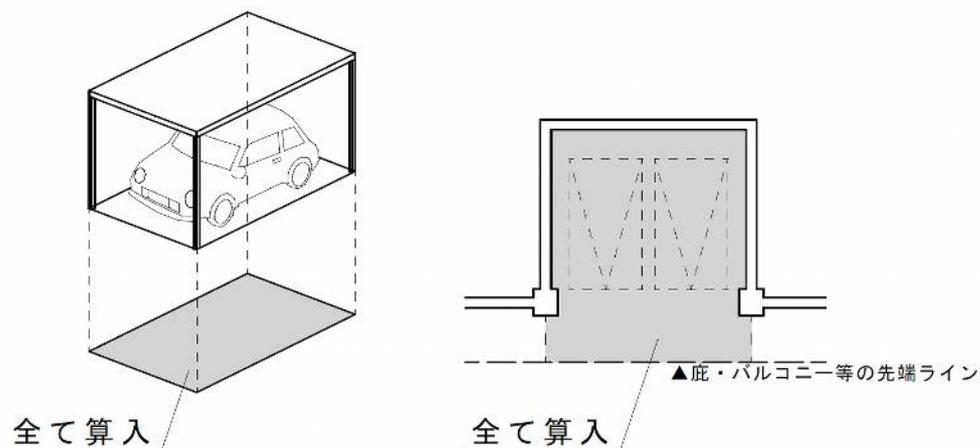
・高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分（平5建告1437号）については、先端部より1m以内の部分の水平投影面積は当該建築面積に算入しない。

①外壁を有しない部分が連続して4m以上ある



(2) 床面積（令第2条第1項第三号、四号）

・自動車車庫は屋内的の用途とみなし、構造等にかかわらず、原則、床面積に算入する。ただし容積率算定における延べ面積の算定では1/5の緩和措置がある。



備考

別棟となる掘込車庫について

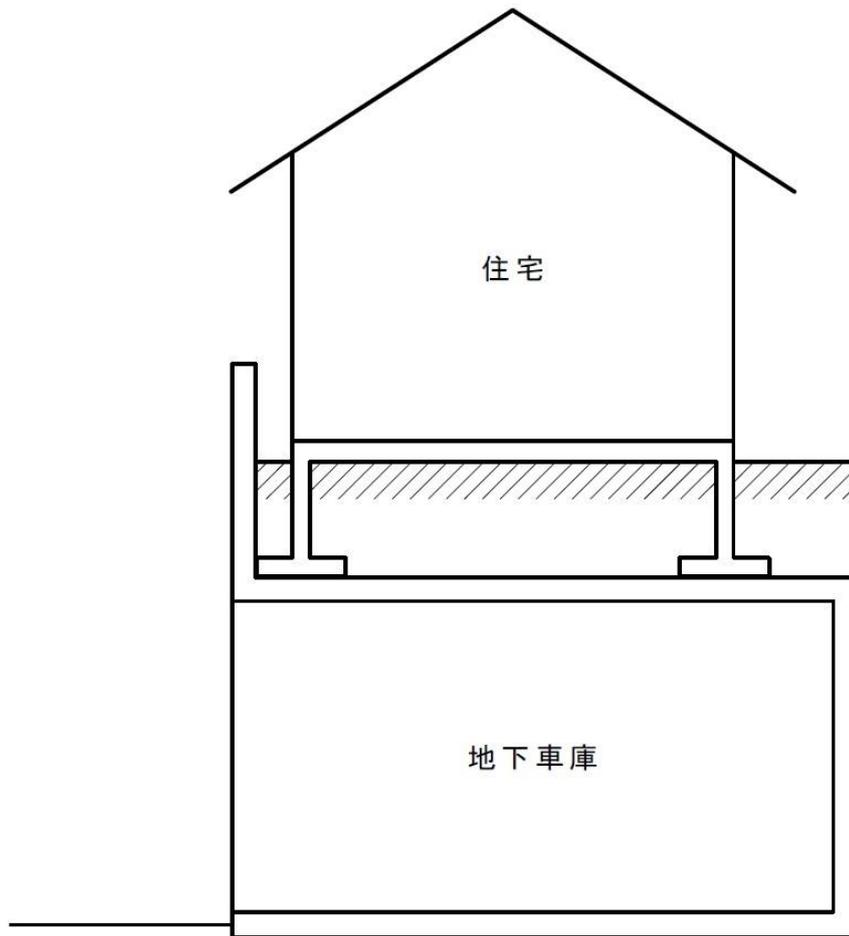
関連条文等

実施年月日 2021/8/1、改2022/2/10

【内 容】

- ・ 上層の建築物と地下掘込車庫が一体的に施工されていないものについては、建築物と地下掘込車庫は別棟として扱う。
- ・ 機能が一体ではないもの。
例) 内部階段での行き来ができない等…

【別棟となる参考図】



備 考

主要構造部について

関連条文等 法2条第五号

実施年月日 R6.4.1

主要構造部とは、法第2条第五号によるほか、次に掲げるものをいう。

- ・令第112条の規定による防火区画を形成する床、壁
- ・令第114条の規定による界壁、間仕切壁、隔壁
- ・外壁又は床を支持する小ばり
- ・防火上有効な庇、そで壁
- ・水平荷重だけでなく鉛直荷重を負担する斜材

【解説】

建築基準法では、建築物の主要部位に対して、倒壊の防止、延焼、火災拡大等の防止等を目的とする防火上の制限を加える場合が多いので、これらの主要部位を一括して「主要構造部」と定義している。したがって、外壁及び主要な間仕切り壁については、防火上の観点から、構造耐力上重要でないものも主要構造部とされている。法第2条第五号における「構造上」とは、構造耐力、一般構造等構造工学的な観点を意味するものではないため、居室と避難施設たる廊下等との区画、1棟の建築物内の異種用途区画などを構成する間仕切り壁は「構造上」重要な間仕切り壁に該当する。

備考

建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）
逐条解説 建築基準法

総則	7
大規模の修繕（模様替）について	
関連条文等	法2条第十四号及び第十五号
実施年月日	R6.4.1
<p>大規模の修繕（模様替）に該当しない場合は、国住指第355号（令和6年2月8日）の通りとする。</p> <p>※以下、国住指第355号一部抜粋</p> <p>1.屋根の改修 屋根ふき材のみの改修を行う行為は、大規模の修繕(模様替)には該当しないものと取り扱って差支えない。 また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、大規模の修繕(模様替)には該当しないものと取り扱って差支えない。</p> <p>2.外壁の改修 外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、大規模の修繕（模様替）には該当しないものと取り扱って差支えない。 ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。 既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、大規模の修繕(模様替)には該当しないものと取り扱って差支えない。</p> <p>また、確認申請を要さない上記のような改修であっても、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しないことについては設計者で確認を行うこと。 なお、大規模の修繕(模様替)に該当しない場合の改修例については、以下のリンク先を参考とする。 ※国土交通省ホームページ「【参考資料】 屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」より</p> <p>リンク先： https://www.mlit.go.jp/common/001723281.pdf</p>	
備考	国住指第355号・第356号 令和6年2月8日 2022年版建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例

防避	1
敷地内通路の取扱いについて	
関連条文等	令第128条、令第117条
実施年月日	R3.8.1
<div data-bbox="220 421 1369 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(要旨)</p> <p>令第128条 敷地内には、令第123条第2項の屋外に設ける避難階段及び令第125条第1項の出口から避難上有効な空地まで、屋外の通路であることが原則である。ただし、狭小敷地等で敷地内の通路を設けることが困難な場合で、避難上支障がないものについては、屋内を通り抜ける通路を敷地内の通路として取り扱うこととする。</p> </div> <p>【内容】</p> <p>敷地内の通路は、令第123条第2項の屋外に設ける避難階段及び令第125条第1項の出口から道又は公園、広場等の避難上有効な空地までスムーズに避難を行わせるための通路であるため、屋外の通路であることが原則である。</p> <p>しかしながら、狭小敷地等で敷地内の通路を設けることが困難な場合があるため、避難上支障がない場合は、屋内を通り抜ける通路を敷地内の通路として取り扱うこととするが、具体的には以下の基準の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通路の有効幅員を令第128条の規定による幅員以上確保すること。 2. 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び令第112条第19項第1号の要件を満たす特定防火設備で区画すること。 3. 通路の壁及び天井の下地・仕上げ共に不燃材料とすること。 4. 通路部分は、令第126条の3の規定による排煙設備を設けること。 5. 通路部分は、令第126条の5の規定による非常用の照明設備を設けること。 <p>※「通路部分」とは、避難の用のみに供する部分（ピロティ、エントランスホール等）をいい、ピロティ車庫・車路を除く。</p> <p>※「屋内部分」とは、屋内的用途に供する部分（受付、管理人室、集会所等）をいい、ピロティ車庫・車路等を含む。</p> <p>ただし、上記基準を満たしても、令第117条第2項の規定により別の建築物とみなした場合、他の建築物を通り抜けての敷地内の通路は認められない。</p>	
備考	<p>令第123条第2項の規定による屋外に設ける避難階段は、地上まで直通し直接屋外へ出られることが前提であるが、上記の基準を満たしているからといって、階段から屋外への出口を設けなくてもよいわけではない。（令第123条第2項の規定までを緩和しているものではない。）また、屋外への出口から建築基準法上の道路までの通路の有効幅員は750mm以上確保することが望ましい。</p>

非常用の進入口に代わる開口部の構造について

関連条文等 法第126条の6

実施年月日 R3.8.1

・非常用の進入口に代わる開口部の構造は次表のとおりとする。ただし、広告塔・看板・日除け・雨除け・ネオン管灯・固定した格子・シャッター及びシャッター雨戸等は進入の障害となるため、これらを用いる場合は、非常用の進入口に代わる開口部とみなされない。

	種別	ガラスの厚み等		
クレセント付きの開口部に用いるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R 3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) 	・6mm以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板(板ガラス)の強度を変えないもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス (JIS R 3206) ・耐熱板ガラス 	・5mm以下のもの		
	<ul style="list-style-type: none"> ・網入り板ガラス (JIS R 3204) ・線入りガラス (JIS R 3204) 	・6.8mm以下のもの。ただし、破壊作業のできる足場 ^{注2} が設けられている開口部においては、10mm以下のもの		
	<ul style="list-style-type: none"> 上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス (JIS R 3209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容(網入り板ガラス及び板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る)の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・合わせガラス (JIS R 3205) 	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げるもの ・フロート板ガラス6mm+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス 破壊作業のできる足場^{注2}が設けられている場合にあっては、次に掲げるもの ・フロート板ガラス5mm+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・フロート板ガラス3mm+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4mm以下の合わせガラス 		
はめ殺しの開口部に用いるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R 3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) 	・6mm以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板(板ガラス)の強度を変えないもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス (JIS R 3206) ・耐熱板ガラス 	・5mm以下のもの		
	<ul style="list-style-type: none"> 上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス (JIS R 3209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの 		

(注1) 薄膜とは、基板(板ガラス)の表面に光学膜をパイロティック製法(ガラスの製造の工程において基板に金属(酸化せず)の薄膜(膜厚:約350nm)を形成)又はスパッタリング製法(製造された基板に金属の薄膜(酸化亜鉛・銀)の薄膜(膜厚:約179nm)を形成)により製膜するもの。

(注2) 破壊行為ができる足場とは、ガラスを使用した開口部の外部に設けられたバルコニーで次に適合するものをいう。

- (1) 奥行きが60cm以上であり、かつ、幅が当該開口部の幅以上であること
- (2) バルコニーの手すりの高さは1.2m以上であること
- (3) 消防隊がその上部で行う破壊作業に耐えうる構造であること

備考

エキスパンションジョイントの耐火性能、防火区画としての性能について

関連条文等 法第2条第1項第七号、令第107条、令109条の2、令第112条

実施年月日 R4.11.1

エキスパンションジョイントの耐火性能及び防火区画としての性能は、以下のとおり取扱う。
ただし、大臣認定を取得した製品が流通した場合は、取扱いを見直すこととする。

【耐火性能】

日本エキスパンションジョイント工業会の適合証をもって令第107条第2号及び第3号の耐火性能を担保するものとする。なお、第1号の非損傷性については求めないこととする。

【防火区画としての性能】

防火区画の壁・床にはExp.Jを原則として設けてはならない。やむを得ず設ける場合には、次の各号を参考とすること。ただし、遮煙性能を必要とする区画には、性能が確認できていない為使用してはならない。

① 両面を1.5mm以上の鉄板(ステンレスを含む。)で覆い、内部にロックウール等の不燃材料を充填する。

② ①以外の場合では、耐火性能があると認められる既製品については日本エキスパンションジョイント工業会の適合証が発行されたものとする。

備考

参考

- ・ 「防火解説 参10 防火区画の壁・床に設けるエキスパンションジョイントの取扱い」
- ・ 日本エキスパンションジョイント工業会 ホームページ

耐火建築物等の一部に自動車車庫を設ける場合の異種用途区画の取扱いについて

関連条文等	令第112条第18項
実施年月日	R5.4.1

【内 容】

法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する建築物の一部に自動車車庫を設ける場合、自動車車庫の用に供する部分の床面積が50㎡を超えるものについては、自動車車庫とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画する必要がある。

なお、自動車車庫の用に供する部分には、誘導車路、操車場所、乗降場その他これらに類する部分を含むものとする。

自動車車庫部分の床面積	法第27条に 該当する建築物	その他の建築物
50㎡以下	区画不要	区画不要
50㎡を超え150㎡未満	区画必要	区画不要
150㎡以上	区画必要	区画必要

【解 説】

床面積が150㎡以上の自動車車庫は法第27条に該当し、令第112条第18項の規定による異種用途区画が必要となるが、建築物の一部に設ける自動車車庫についても、その床面積が50㎡を超えるものについては、建築物の主要用途には包含されず、異種用途区画が必要な規模のものとして取り扱うものである。

備 考

・令和3年度「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）」アフターフォロー質問と回答

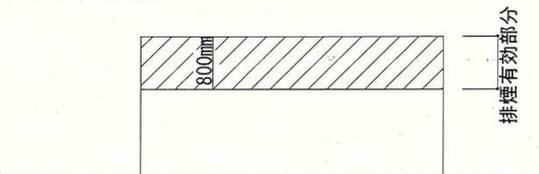
防避	5
耐火構造等の外壁に木材、外断熱材等を施す場合について	
関連条文等	法第23条他
実施年月日	R6.4.1
<p>一般社団法人住宅生産団体連合会が作成した「外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて（解説）」に示された方法による外壁に外装材を張り足す場合は、防火上支障がないものとして取扱う。</p>	
備考	<p>建築物の防火避難規定の解説2016（第2版） 建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）アフターフォロー質問と回答 アフターフォロー質問と回答 No.1参考資料 一般社団法人住宅生産団体連合会 外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて（解説）</p>

令第116条の2（排煙上の無窓居室の検討）における排煙上有効な部分について

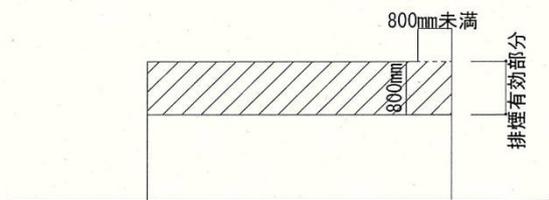
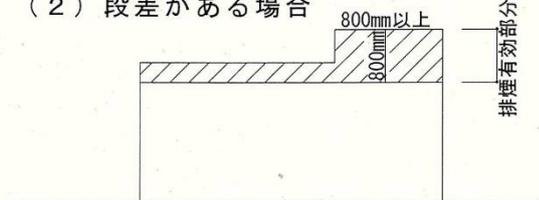
関連条文等 令第116条の2 第2項

実施年月日 R6.4.1

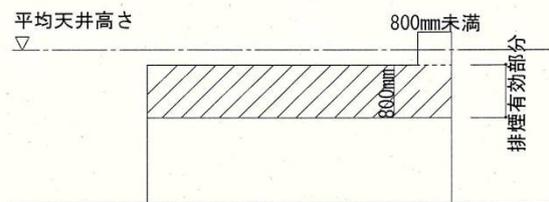
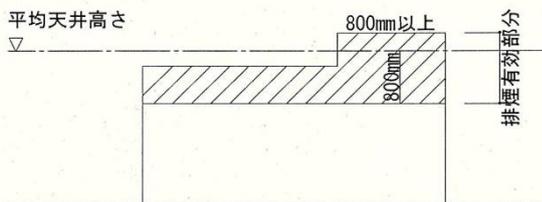
(1) 通常



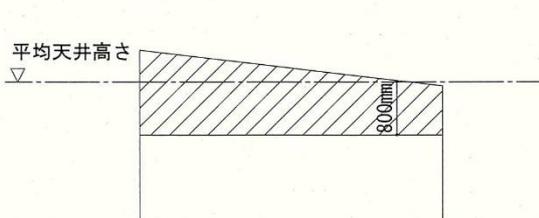
(2) 段差がある場合



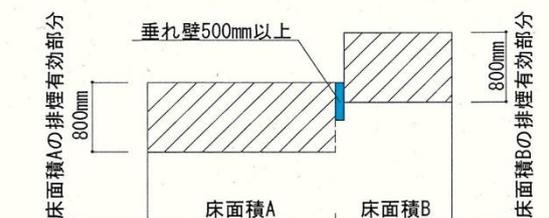
(3) 平均天井を算定する場合（平均天井高さ3m未満の場合）



(4) 平均天井を算定する場合（勾配天井の場合）



(5) 垂れ壁を設ける場合



 排煙上有効な部分

備考

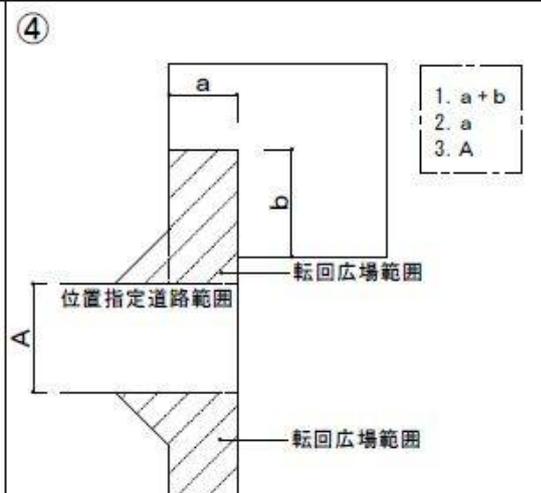
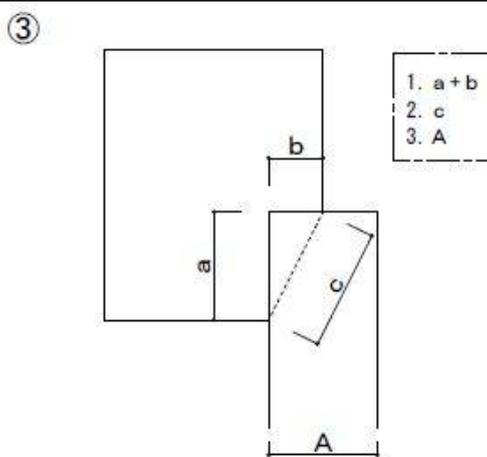
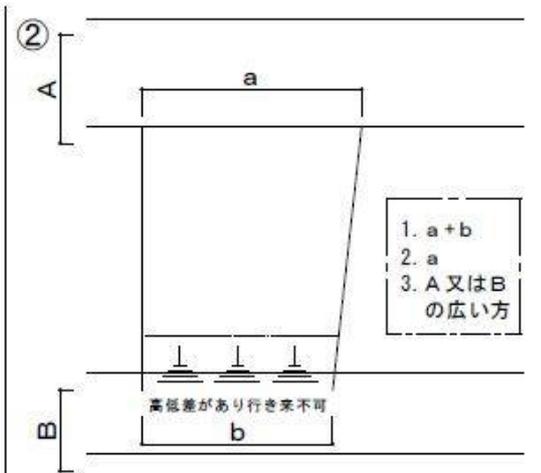
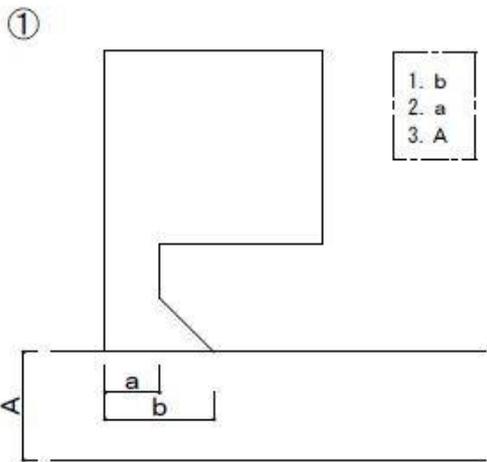
道路に関する記載方法及び有効接道の考え方について

関連条文等 法第43条第1項

実施年月日 R4.7.13

【内 容】

申請書第3面【道路】の【敷地と接している部分の長さ】【幅員】の記載方法及び有効接道とみなす部分は、下図のとおりとする。



◆表記について

1. 建蔽率の緩和を検討する場合の接道長さ
(第三面に記載する接道長さ)
※建蔽率の緩和については計算式の図示が必要
(明らかな場合は不要)
2. 有効接道長さとなる部分
3. 道路幅員
(第三面に記載する道路幅員)

備 考

集団	2	
開発道路・位置指定道路・市道内の転回広場について (1/2)		
関連条文等	法第2条第1項第六号、法第43条 法第56条	
実施年月日	R6.4.1	
<p>開発道路・位置指定道路・市道認定を受けた転回広場について①②のように取扱う。</p> <p>① 開発道路・位置指定道路の転回広場について</p> <p>1) 法第2条第1項第六号 延焼の恐れのある部分について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="236 667 831 1030" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="877 633 1377 801" data-label="Text"> <p>・延焼の恐れのある部分について 転回広場の中心線を道路中心線とみなして、3m (1階)、5m (2階以上) の範囲を延焼の恐れのある部分とする</p> </div> </div> <p>— · — · — 延焼の恐れのある部分 (3m)</p> <p>図 1</p> <p>2) 法第43条 接道について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="225 1263 839 1792" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="877 1263 1377 1570" data-label="Text"> <p>・有効な接道部分について 図2の緑部分を有効な接道部分とし、転回広場の延長上に緑部分が2m以上ある場合 (オレンジ部分) は有効な接道とみなす つまり、図2において有効な接道が確保できない宅地は宅地④となる</p> </div> </div> <p>・申請書第3面の記載方法 集団1の記載例による</p> <p>図 2</p>		
備考		

開発道路・位置指定道路・市道内の転回広場について (2/2)

関連条文等 法第2条第1項第六号、法第43条 法第56条

実施年月日 R6.4.1

3) 法第56条 道路高さ制限について

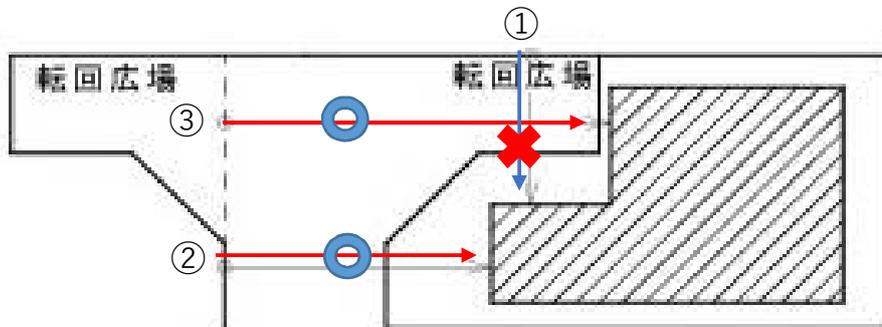


図 3

- ① 転回広場からの道路斜線制限は受けない
- ② 前面道路の反対側の境界線（転回広場がある場合は、破線③）から制限を受ける

② 転回広場を含み市道認定をうけた転回広場について

- ・ 転回広場の幅員が4m未満の場合、①開発道路及び位置指定道路の転回広場と同様に取扱う
- ・ 転回広場の幅員が4m以上の場合、法第42条第1項第1号道路として建築基準法を適用する

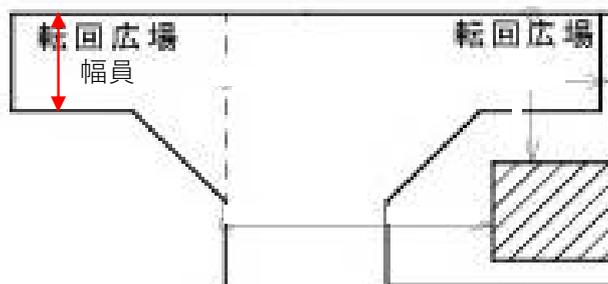


図 4

備考

その他	1	
建築計画概要書の記載方法について		
関連条文等	規則 別記第三号様式	
実施年月日	R6.4.1	
<p>建築計画概要書の記載方法については、佐世保市ホームページに公開している以下のリンク先の通りとする。</p> <p>※佐世保市ホームページ「建築計画概要書の記入例および注意事項について」</p> <p>リンク先： https://www.city.sasebo.lg.jp/tosiseibi/kentiku/gaiyousyokinyuurei.html</p>		
備考		

用途変更時の確認申請書（第三面）の記載方法について

関連条文等 規則 別記第二号様式

実施年月日 R6.4.1

用途変更時における確認申請書（第三面）の記載方法については、以下の通りとする。

<記載例> ※確認申請書（第三面）一部抜粋

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

確認申請書（建築物）

・・・略・・・

（第三面）

・・・略・・・

【8.主要用途】※1 （区分 08470 ）事務所（申請部分： 飲食店）

【9.工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10.建築面積】※2 （ 申請部分 ）(申請以外の部分)(合計)

【4.建築面積】 (0 m²)(1,000m²)(1,000m²)

・・・略・・・

【11.延べ面積】※3 （ 申請部分 ）(申請以外の部分)(合計)

【4.建築物全体】 (300 m²)(2,700m²)(3,000m²)

・・・略・・・

【19.備考】※4 1階の一部を事務所から飲食店へ用途変更

・・・略・・・

※1：建築物の主な用途及び用途変更対象部分の用途を記入する。

※2：用途変更に関わる部分の建築面積は申請部分を0m²とし、申請以外の部分に含める。

※3：用途変更に関わる部分の面積を申請部分に記入する。

※4：用途変更の内容を記載する。

備考

工作物（擁壁）における手数料について

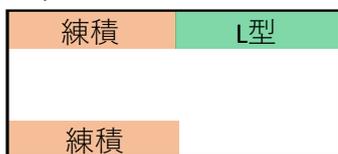
関連条文等 佐世保市手数料条例

実施年月日 R5.2.1

- ・ 工作物（擁壁）の手数料においては、**1つの敷地毎での申請とし手数料を徴収する。**
但し、1つの敷地に種類が異なる擁壁がある場合には擁壁の種別ごとに手数料を徴収する。
- ・ 2つの宅地にわたる工作物の場合は、1つの申請でもよいが、手数料は2件として扱う。
(確認済証の発行は1枚となる。)
- ・ 1つの宅地に2種類の擁壁がある場合には、上記同様に2件として申請を行うか、1件として2件分の手数料として扱う。

(例)

パターン1



(宅地A)

練積 (宅地A)	11,000円
L型 (宅地A)	11,000円
合計	22,000円

パターン2



(宅地A) (宅地B)

練積 (宅地A)	11,000円
練積 (宅地B)	11,000円
合計	22,000円

パターン3



(宅地A) (宅地B)

練積 (宅地A)	11,000円
L型 (宅地A)	11,000円
練積 (宅地B)	11,000円
L型 (宅地B)	11,000円
合計	44,000円

【変更について】 ※変更する場合には事前に協議を行うものとする。

- ・ 工法の変更 (例：練積→L型)
⇒ 取下げ後、新規申請 (11,000円/件)
- ・ 擁壁の高さ変更
高くなる場合 ⇒ 計画変更 (6,000円/件)
低くなる場合 ⇒ 軽微な設計変更
- ・ 長さの変更
長くなる場合 ⇒ 軽微な設計変更
(1宅地内に納まる場合に限る。宅地を越境する場合には、新規申請とする。)
短くなる場合 ⇒ 軽微な設計変更

備考